

第22号様式

農事組合法人の 所得金額計算書		事業 年度	・ ・ から ・ ・ まで	法人名		
総 所 得 金 額 等					①	
土 地 等 の 譲 渡 所 得 金 額					②	
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 又は農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額					③	
課 税 標 準 の 基 礎 と な る 総 所 得 金 額 (① - ② - ③)					④	
所得金額の計算の基礎 とする収入金額		非課税分の収入金額 (付帯事業が課税の場合 ⑫) (付帯事業が非課税の場合 ⑫+⑬)			⑤	
		総収入金額 (⑮)			⑥	
非 課 税 分 の 所 得 金 額 等 (④ × ⑤ / ⑥)					⑦	
当 期 分 の 所 得 金 額 等 (① - ⑦)					⑧	
繰 越 欠 損 金 額 又 は 災 害 損 失 金 額 の 当 期 控 除 額					⑨	
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 又は農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額					⑩	
課 税 標 準 と な る 所 得 金 額 等 (⑧ - ⑨ - ⑩)					⑪	
収入金額による農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定						
総収入金額	区分	科目	収入金額 (円)	区分	科目	収入金額 (円)
	農業部門の収入金額			その他の収入金額		
			計 (⑫)			
	農業に付帯する事業の収入金額			課税事業に係る収入金額		
				計 (⑭)		
	計 (⑬)		総計⑮ (⑫+⑬+⑭)			
付帯事業の課税・非課税の 判定欄		農業部門の収入金額の2分の1相当額 (⑫×1/2)			⑯	
		農業に付帯する事業等の収入金額 (⑬)			⑰	
		判 定	⑰≤⑯の場合、付帯事業に係る所得は非課税			
			⑰>⑯の場合、付帯事業に係る所得は課税			

第22号様式「農事組合法人の所得金額計算書」記載要領

この様式は、地方税法72条の4第3項に該当し、千葉県に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人が記載し、確定申告書及びこれに係る修正申告書に併せて提出してください。

なお、課税事業と非課税事業とを区分して計算している場合にあっては、「収入金額による農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定」の部分の記載は不要です。

- 1 「総収入金額」とは、当該事業年度の所得の算定上、益金の額として処理したもののうち、収入金額の合計額をいいます。

なお、次に掲げる収入金額は、総収入金額に含めず、いずれの欄にも記載しないでください。

- (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
- (2) 公共団体等からの補助金及び助成金のうち固定資産の取得又は改良を目的とするもの
- (3) 土地等及び固定資産の譲渡による収入金額
- (4) 所得税法第174条（内国法人に係る所得税の課税標準）第1号及び第2号の利子等及び配当等の金額
- (5) 国税及び地方税に係る還付金、充当金及び過誤納金の額（還付（充当）加算金額を除く）
- (6) 保険事故を起因として受取る保険金差益（農産物の減収補てんを目的として支払いを受ける農業共済金を除く）及び満期返戻金

- 2 「農業部門の収入金額」欄には次の金額を記載してください。

- (1) 耕種農業（日本標準産業分類の[大分A－農業、林業]の[中分類01－農業]の[011－耕種農業]（水稻、陸稻、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑の栽培等）に該当する事業に係る収入金額
- (2) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額
- (3) 耕種の事業に直接関連して交付される公共団体等からの補助金及び助成金
- (4) 農産物の減収補てんを目的として支払いを受ける農業共済金

- 3 「農業に付帯する事業」とは、自己の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものや、主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して製造・加工を行っているものなどで、これらの事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業で農業に付帯するものをいい、次のようなものが含まれます。

- (1) 穀物の脱穀、調整又は植付け、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去など農作業の請負に係る収入金額
- (2) 自己の設置する共同選果、選別場又は調整施設、貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の手数料や利用料等
- (3) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工し譲渡する場合の収入金額
- (4) 主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して行う物品の製造・加工（当該農産物の出荷に通常必要な最低限の加工を除く）
- (5) 農業に付帯する事業に対して交付される公共団体等からの補助金及び助成金
- (6) その他農業に付帯すると認められるものに係る収入金額

- 4 「その他の収入金額」欄には、上記以外の事業に係る収入金額を記載します。また、課税対象となる事業を行っている場合、その事業に係る純売上高を記載します。

- 5 「畜産農業」、「農業サービス業」及び「園芸サービス業」に該当する事業に係る収入金額は、それぞれの内容に応じ、「農業に付帯する事業に係る収入金額」又は「その他の収入金額」に記載してください。